

東京都石神井学園外 1 施設の指定管理者候補者の決定について

1 対象施設

施設種別	施設名
児童養護施設	東京都石神井学園
	東京都小山児童学園

2 指定期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで（10年間）

3 指定管理者候補者名

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

4 選定経過及び選定理由

外部委員と行政機関関係者による選定委員会において、書類審査及び事業者ヒアリング等により指定管理者候補者を選定しました。

(1) 選定方法

虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設であり、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高いことから、行政支援・補完機能を有する東京都政策連携団体である現指定管理者を特命により選定しています。

(2) 評価項目

評価項目	
事業主体の適格性	法人運営実績
	経営実績・基盤
	施設運営実績
事業計画の妥当性	企画力・創造性
	人員計画
	収支計画
	利用者支援計画

(3) 選定理由

別表「事業計画概要及び選定理由」を参照下さい。

5 選定委員会名及び委員名

(1) 選定委員会名

都立児童養護施設に係る指定管理者選定委員会

(2) 委員名

奥田 晃久 委員長（明星大学教育学部特任教授）
池田 清貴 委員（弁護士）
山本 嘉彦 委員（公認会計士）
池上 晶子 委員（東京都福祉保健局事業推進担当部長）
谷田 治 委員（東京都福祉保健局少子社会対策部長）

【問合せ先】

福祉保健局少子社会対策部育成支援課
電話 03-5320-4134（直通）